

具体的な支援の申し込み手続きは、学習支援ポータルサイトPLASの「お知らせ」をご確認ください。授業等における合理的配慮の申請の流れは以下の通りです。

1. 合理的配慮「申請書」の提出

初めて申請される方には、合理的配慮申請書を提出していただきます。申し出には医師の診断書、又は障害者手帳等の根拠資料の提出を求める場合があります。申請は随時受け付けます。各セメスターの履修登録期間終了までに申し出ると学習がスムーズに進みます。遅くとも履修登録修正期間終了までに申し込みが完了することを推奨します。



2. 合理的配慮「支援計画書」の策定

合理的配慮の申し出に対し、障害学生支援室相談員との面談や関係する教職員等と協議により、個別の合理的配慮支援計画書を策定します。

なお、支援計画書はセメスター毎に提出する必要があります。



3. 合意形成

合理的配慮支援計画書は当該学生の合意を得て決定します。



4. 合理的配慮「依頼文書」の通知

合理的配慮支援計画書は、担当副学長、及び教務部長の決裁を経て、合理的配慮を具体的に提供する教職員に対して合理的配慮「依頼文書」で通知します。

原則、履修修正期間終了までに通知することが望ましいです。



5. 合理的配慮の提供

具体的な合理的配慮は、障害のある学生が関係する教職員が連携・協働して提供します。



6. 中間フィードバック面談

合理的配慮の提供から約1か月後に、希望者には相談員との面談を行い、合理的配慮の提供の状況を相談いたします。



7. 振り返り

当該セメスター終了後に、障害学生支援室相談員が当該学生と面談し、合理的配慮の提供の状況を把握し、必要に応じて関係者と協議を行い、その改善に努めます。